

児童相談所開設に係る検討状況について

1 児童相談所開設に向けたロードマップの見直しについて

(1) 開設予定時期

江東区児童相談所の施設移管に関する協議が整わない状況や職員確保・育成状況を鑑み、以下のとおり変更する。

	平成29年12月～現在まで	⇒	今回見直し
開設予定時期	令和7年4月		令和7年度以降

※具体的時期は、今後、都との移管協議の進捗により検討

(2) 児童相談所及び一時保護所の職員体制

現時点の想定職員体制は以下のとおり。なお、児童相談所運営指針の改定や虐待対応件数の増加等に応じて再計算を行った。

＜児童相談所機能＞ (人)		＜一時保護所(定員20)＞ (人)	
職種等	職員数	職種等	職員数
常勤職員	82	常勤職員	19
所長	1	児童指導員	18
児童福祉司 SV	4	保育士	1
児童福祉司	52	看護師	7
児童心理司 SV	2	非常勤職員	7
児童心理司	15	相談員等	7
保健師	1	合 計	26
医師・弁護士	2		
事務	5		
非常勤職員	12		
相談員等	11		
医師・弁護士	1		
合 計	94		

※保護所の定員及び職員数は他の状況を踏まえ継続検討

左記にはこども家庭支援課及び南砂子ども家庭支援センターの児童虐待対応職員を含む(40名程度)

2 今後の取り組みについて

(1) 施設整備

東京都は、児童相談所を開設する区が施設を整備すべきと主張していることから、早期に結論を出すのは難しい状況である。こどもたちの最善の利益のために、あらゆる可能性を視野に都区で協議していく。

(2) 人材確保・育成

引き続き、職員の計画的な採用・派遣、こども家庭支援課での虐待対応を通じた職員育成に努めるとともに、庁内の意識啓発にも取り組み、人材の掘り起こしを積極的に行っていく。